

家屋敷課税について（説明）

家屋敷とは

地方税法上、自己又は家族の居住の目的で住所地以外の場所に設けられた住宅で、必ずしも自己の所有でなくても、いつでも自由に居住できる状態にある建物をいいます。

家屋敷課税とは

一定の住居等を持っている場合、その自治体から各種の行政サービスを受けているはずであろうという考え方から、たとえ住民登録が無くても一定の負担をしていただくものです。現在、高野町から町民税・県民税が課税されていない方で次の全てに当てはまる方には町民税・県民税の均等割額 5,500 円が課税されます。

- ・高野町内に自分または家族が自由に居住することのできる独立性のある住居
（一戸建て住宅・アパート・マンション・社宅等）、事務所、事業所がある。
- ・毎年1月1日以前に居住または事業を開始した。
- ・高野町から町民税・県民税が課税されている家族がいない。

自由に居住するとは、実質的な支配権を持っていることをいい、常に住んでいる必要はありません。なお、別荘等で複数以上の人が共有していることにより個人の自由な利用が制限されている場合は該当しません。

独立性のある住宅とは、アパート、マンション等構造が実質的に独立した家屋と同じであればよく、必ずしも独立した家屋である必要はありません。なお、出入り口、台所、トイレ等が共用のような下宿や寮は該当しません。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

高野町役場 税務会計課 税務係 TEL 0736-56-3000（代）
--